

## 【新型コロナウイルス対応】

### オンラインまたは電話による法律相談を実施しています！

くれたけ法律事務所では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出を控えた方々を対象に、Zoom や Skype、電話による法律相談を受け付けています。

相談時間は30分で、相談料は5,500円（消費税込）です。

オンラインや電話による法律相談は国内の方のみを対象としています。

#### 《ご相談の流れ》

1 **まずはお電話（03-5229-5301）またはメール（[kuretake@movie.ocn.ne.jp](mailto:kuretake@movie.ocn.ne.jp)）でご予約ください。**

- ✓ 簡単なお相談内容をお知らせください。  
（例）「妻から離婚してと言われた。どうしたらいいかを相談したい。」  
（例）「飲食店を経営しているが厳しい。何か手が打てないか。」  
（例）「突然、メール一本で解雇と言われたので、相談したい。」
- ✓ 相談したい弁護士がいれば、お知らせください（なるべく指名された弁護士が対応しますが、時間を要することがあります）。特にご指定が無ければ、早く対応可能な弁護士が対応します。
- ✓ ご希望の相談日等をお知らせください。  
（例）「平日の夜か土曜日にしてほしい。」  
（例）「来週のどこかにしてほしい。」
- ✓ お名前、ご連絡方法、ご希望の相談方法（Zoom、Skype、電話）をお知らせください。

2 **折り返し、当事務所からご連絡いたします。**

- ✓ ご相談いただくことが可能な場合、予め相談料を指定の口座にお振り込みいただきます（お振り込み先はその際にお知らせいたします）。
- ✓ 相談日時もお知らせいたします。
- ✓ ご相談内容によっては、応じられないことがあります。その場合は、当事務所からお知らせいたします。

3 **相談料を予めお振り込みください。**

- ✓ 相談日の前日までに着金するようにお振り込みください。振込手数料はご負担ください。お振り込み後、当事務所宛にご一報いただくとスムーズです。

4 当日のアクセスは、次のとおりです。

Zoom	予めご指定のアドレスにご案内のメールをお送りいたしますので、指定の時刻に会議にご参加ください。
Skype	予め Skype 名をお知らせください。指定の時刻に弁護士からコールいたします。
電話	ご指定の時刻に弁護士からお電話いたします。

- ✓ お振り込みいただいた相談料は、相談結果を問わず、お返しできません。当方から何度かお電話をしましても、応答がなかった場合もお返しできません。ただし、当方の事情や不可抗力により相談そのものが実施できなかったときは、全額お返しいたします（振込手数料は差し引かせていただきます）。

掲載：2020年4月22日